（様式１）

年　　　月　　　日

無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書

　　　　　　　　　　　　　殿

氏　　名

及び住所　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（連絡先）

航空法（昭和27年法律第231号）第132条ただし書の規定による許可及び同法第132条の２ただし書の規定による承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 飛行の目的 | □空撮　　□報道取材　　□警備　　□農林水産業　　□測量□環境調査　　□設備メンテナンス　　□インフラ点検・保守□資材管理　　□輸送・宅配　　□自然観測　　□事故・災害対応等□趣味　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 飛行の日時 |  |
| 飛行の経路 |  |
| 飛行の高度 | 地表等からの高度 | 　　　　　　ｍ | 海抜高度 | 　　　　　ｍ |
| 飛行禁止空域を飛行させる理由 | □進入表面、転移表面若しくは水平表面又は延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域（空港等名称　　　　　　　　　）□地表又は水面から150ｍ以上の高さの空域□人又は家屋の密集している地域の上空 |
| （理由） |
| 第132条の２各号に掲げる方法によらずに飛行させる理由 | □夜間飛行　　　□目視外飛行□人又は物件から30ｍ以上の距離が確保できない飛行□催し場所上空の飛行　　　□危険物の輸送　　　□物件投下 |
| （理由） |

(注)氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

（次頁に続く）

|  |  |
| --- | --- |
| 無人航空機の製造者、名称、重量その他の無人航空機を特定するために必要な事項 |  |
| 無人航空機の機能及び性能に関する事項 |  |
| 無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項 |  |
| 無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項 |  |
| その他参考となる事項 | 【第三者賠償責任保険への加入状況】□加入している（□対人　□対物）保険会社名：商　品　名：　　補償金額：（対人）　　　　　（対物）□加入していない |
|  |
| 備　　　考 |  |

（様式２）

**無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書**

１．飛行させる無人航空機に関する事項を記載すること。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 製造者名 |  | 名　称 |  |
| 重量※ |  | 製造番号等 |  |

２．ホームページ掲載無人航空機の場合には、改造を行っているかどうかを記載し、「改造している」場合には、３．の項も記載すること。

　　　改造の有無　　　　　：　□改造していない 　/　 □改造している（→３．を記載）

３．ホームページ掲載無人航空機に該当しない場合又はホームページ掲載無人航空機であっても改造を行っている場合は、次の内容を確認すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 確認事項 | 確認結果 |
| 一般 | 鋭利な突起物のない構造であること（構造上、必要なものを除く。）。 | 適 / 否 |
| 無人航空機の位置及び向きが正確に視認できる灯火又は表示等を有していること。 | 適 / 否 |
| 無人航空機を飛行させる者が燃料又はバッテリーの状態を確認できること。 | 適 / 否 |
| 遠隔操作の機体 | 特別な操作技術又は過度な注意力を要することなく、安定した離陸及び着陸ができること。 | 適 / 否 / 該当せず |
| 特別な操作技術又は過度な注意力を要することなく、安定した飛行（上昇、前後移動、水平方向の飛行、ホバリング（回転翼機）、下降等）ができること。 | 適 / 否 / 該当せず |
| 緊急時に機体が暴走しないよう、操縦装置の主電源の切断又は同等な手段により、モーター又は発動機を停止できること。 | 適 / 否 / 該当せず |
| 操縦装置は、操作の誤りのおそれができる限り少ないようにしたものであること。 | 適 / 否 / 該当せず |
| 操縦装置により適切に無人航空機を制御できること。 | 適 / 否 / 該当せず |
| 自動操縦の機体 | 自動操縦システムにより、安定した離陸及び着陸ができること。 | 適 / 否 / 該当せず |
| 自動操縦システムにより、安定した飛行（上昇、前後移動、水平方向の飛行、ホバリング（回転翼機）、下降等）ができること。 | 適 / 否 / 該当せず |
| あらかじめ設定された飛行プログラムにかかわらず、常時、不具合発生時等において、無人航空機を飛行させる者が機体を安全に着陸させられるよう、強制的に操作介入ができる設計であること。 | 適 / 否 / 該当せず |

※最大離陸重量の形態で確認すること。ただし、それが困難な場合には、確認した際の重量を記載すること。

（様式３）

**無人航空機を飛行させる者に関する飛行経歴・知識・能力確認書**

　無人航空機を飛行させる者「○○　○○※」は、「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」の４－２に掲げる飛行経歴・知識・能力を有していることを確認した。

|  |  |
| --- | --- |
| 確認事項 | 確認結果 |
| 飛行経歴 | 無人航空機の種類別に、10時間以上の飛行経歴を有すること。 | 適 / 否 |
| 知　識 | 航空法関係法令に関する知識を有すること。 | 適 / 否 |
| 安全飛行に関する知識を有すること。・飛行ルール（飛行の禁止空域、飛行の方法）・気象に関する知識・無人航空機の安全機能（フェールセーフ機能　等）・取扱説明書に記載された日常点検項目・自動操縦システムを装備している場合には、当該システムの構造及び取扱説明書に記載された日常点検項目 | 適 / 否 |
| 能　力 | 一般 | 飛行前に、次に掲げる確認が行えること。・周囲の安全確認（第三者の立入の有無、風速・風向等の気象　等）・燃料又はバッテリーの残量確認・通信系統及び推進系統の作動確認 | 適 / 否 |
| 遠隔操作の機体 | GPS等の機能を利用せず、安定した離陸及び着陸ができること。 | 適 / 否 / 該当せず |
| GPS等の機能を利用せず、安定した飛行ができること。・上昇・一定位置、高度を維持したホバリング（回転翼機）・ホバリング状態から機首の方向を90°回転（回転翼機）・前後移動・水平方向の飛行（左右移動又は左右旋回）・下降 | 適 / 否 / 該当せず |
| 自動操縦の機体 | 自動操縦システムにおいて、適切に飛行経路を設定できること。 | 適 / 否 / 該当せず |
| 飛行中に不具合が発生した際に、無人航空機を安全に着陸させられるよう、適切に操作介入ができること。 | 適 / 否 / 該当せず |

　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

飛行を監督する

責任者の所属・氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

※個人申請の場合には、飛行を監督する責任者の所属・氏名欄に署名するのみで差し支えない。

(注) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。